

平成 29 年第 2 回小城市議会定例会提案理由(その 2)
(平成 29 年 6 月 9 日開会)

次に、議案第 58 号の専決処分の承認を求めることについてでございます。

内容につきましては、平成 29 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8,044 万 2 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 60 億 4,451 万円といたしたものでございます。

これは、平成 28 年度小城市国民健康保険特別会計の決算で歳入が不足することから、平成 29 年度の歳入から繰り上げて充用するものでございます。

この議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 5 月 31 日付けで専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第 59 号 平成 29 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)でございますが、補正予算(第 1 号)の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 5 千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 60 億 4,450 万 5 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、社会保険診療報酬支払基金への前期高齢者納付金の負担額が確定したこと等により予算計上するもののほか後期高齢者支援金として計上いたしておりました負担金の一部を減額するものでございます。

次に、報告第6号 平成28年度一般財団法人小城市体育協会の経営状況についてでございますが、本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により平成28年度の事業報告、決算報告及び平成29年度の事業計画を報告するものでございます。